

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年10月7日認可した。

平成26年10月17日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
国分寺町土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）東山中地区
高松市庵治町土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）沈浄池地区
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）花枝地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）桜町北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柿谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）ブス池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）氷谷原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大塚地区